

船舶事故調査報告書

平成31年2月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年10月1日 09時30分ごろ
発生場所	沖縄県 ^{たけとみ} 竹富町竹富島北西方沖 琉球 ^{りゅうきゅう} 観音埼灯台から真方位256° 3.4海里付近 (概位 北緯24° 21.1′ 東経124° 03.1′)
事故の概要	旅客船第八あんえい号は、南西進中、浅礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年11月5日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 第八あんえい号、19トン
船舶番号、船舶所有者等	293-34600 沖縄、有限会社安栄観光
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	推進器翼に曲損及び欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約5.0m/s、視界 良好 海象：うねり 波向北、波高約0.5m、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約133cm（石垣） 竹富町には、9月30日04時21分に波浪注意報が発表され、本 事故時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、旅客18人を乗せ、竹富町小浜港に向けて沖縄県石垣市石垣港を出港し、‘竹富島南西方沖の干出浜の切れ間にある水路’（以下「本件水路」という。）を手動操舵により約19～20ノットの対地速力で南西進していた。</p> <p>船長は、小浜港第2号立標（以下立標名については、「小浜港」を省略する。）を右舷方に見る状態で第2号立標と第1号立標との間を通過しようとして右舵を取り、右舷機を後進として右転した直後、船尾方から隆起したうねりを受けて船体が上下動を生じ、船尾部に軽い衝撃を感じた。</p> <p>船長は、衝撃の感じから浅礁に接触したものと思い、両舷機を中立運転とし、旅客に負傷がない旨の報告を甲板員から受けた後、航行を再開したが、右舷機を前進として回転数を上げると振動が生じるので、低速力で小浜港に入港した。</p> <p>船長は、旅客を下船させた後、潜水して推進器翼に曲損を生じていることを認めた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約0.8mであった。</p> <p>海図W1285（石垣港付近）によれば、竹富島北西方沖には干出浜（さんご礁）が広がり、本件水路には第2号立標（右舷標識）とそ</p>

	<p>の西南西方約170mに第1号立標（左舷標識）がある。</p> <p>船長は、小浜港に向かう場合、竹富島南東方沖の水路又は本件水路のいずれかを通過する経路があり、上げ潮で潮高が約100cm以上あるときのみ本件水路を航行していた。</p> <p>船長は、出港前、携帯電話により、上げ潮の末期で潮高が約110cmであることを確認し、本件水路を通過する経路を選択したが、本件水路に接近中、竹富島北西方沖の干出浜上の海面に白波が見えたので、少し不安を感じたものの、引き返すと大幅に遅れると思い、本件水路を通過することとした。</p>
分析	<p>本船は、波浪注意報が発表されている状況下、船長が、竹富島北西方沖の干出浜上の海面に白波を認めたものの、本件水路を通過する経路を選択したことから、本件水路を南西進中に右転した直後、船尾方から隆起したうねりを受けて船体が上下動を生じ、浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、波浪注意報が発表されている状況下、船長が、竹富島北西方沖の干出浜上の海面に白波を認めたものの、本件水路を通過する経路を選択したため、本件水路を南西進中に右転した直後、船尾方から隆起したうねりを受けて船体が上下動を生じ、浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の気象及び海象の情報を入手し、風波や潮汐の状況に応じて運航経路を選定すること。 ・水深が浅い海域では、沖からのうねりの波高が高くなるがあるので、波の状況に注意すること。